

三重県CSF緊急対策資金運営要綱

制定 令和元年8月13日農林水第11-345号

第1 目的

この要綱は、家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号。以下「法」という。）により所有する家畜の殺処分等を実施した農業者の早期の経営再建等を支援するため、農業者が国の手当金等を受給するまでの間に必要な資金を迅速に融通する融資機関に対し、県が予算の範囲内において利子補給することとし、その交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 貸付条件

県が利子補給を行う本資金の貸付条件は、次のとおりとする。

1 貸付対象者

貸付対象者は、次に掲げる者（以下「被害農業者」という。）とする。

- (1) 法の規定により所有する家畜の殺処分、埋却処分等を実施し、その損失に対し法第58条の手当金又は法第59条の交付金を受給する見込みの農業者
- (2) 法第32条の規定によりCSFのまん延を防止するための家畜、物品等の移動、移入又は移出の禁止又は制限を受け、その損失に対し法第60条第2項の規定による助成金を受給する見込みの農業者

2 資金の使途

被害農業者が、第2の1に規定する手当金、交付金又は助成金（以下「手当金等」という。）の交付を受けるまでのつなぎ資金

3 貸付限度額

県が貸付案件ごとに個別に認める額を上限とする。

4 償還期限等

(1) 償還期限

償還期限は、令和3年3月31日までの間で設定する。

ただし、被害農業者は、手当金等を受給した場合、償還期限にかかわらず、速やかに借入金の償還に充てることとする。

(2) 償還方法

償還方法は、一括償還とする。

5 貸付利率

本資金の貸付利率は、年1%とする。

6 保証人及び担保

保証人及び担保は、徴収しないものとする。

ただし、原則、三重県農業信用基金協会の債務保証に付すものとする。

7 融資機関

ア 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合

イ 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業をあわせ行う農業協同組合連合会（以下「信連」という。）

ウ 農業協同組合法第10条第1項第8号の事業をあわせ行う農業協同組合連合会（以下「共済連」という。）

エ 農林中央金庫

- オ 銀行
- カ 株式会社商工組合中央金庫
- キ 信用金庫及び信金中央金庫
- ク 信用協同組合並びに中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 9 条の 9 第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業を併せ行う協同組合連合会

第 3 借入申込及び利子補給承認申請等

借入申込み及び利子補給承認申請等については、次のとおりとする。

1 事前協議

融資機関は、本資金を貸し付ける前に、C S F 緊急対策資金貸付見込額協議書（別記第 1 号様式）により、貸付見込額について知事と協議する。

2 借入申込み

（1）本資金を借り入れる場合の借入申込手続については、次に掲げる書類を融資機関に提出する。

ア C S F 緊急対策資金借入申込書（別記第 2 号様式。以下「借入申込書」という。）

イ 三重県農業信用基金協会宛ての債務保証委託申込書（借入申込書の写しを添付したもの）

ウ その他融資機関が必要と認める書類

（2）借入申込金額は、万円単位とする。

3 融資機関の審査

（1）融資機関は、借入申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、貸付けを行うおとするものについては、C S F 緊急対策資金利子補給承認申請書（別記第 3 号様式。以下「利子補給承認申請書」という。）に、2 により提出された書類一式の写しを添えて知事に提出するものとする。

（2）融資機関は、債務保証委託申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、2 により提出された書類一式の写しを添えて三重県農業信用基金協会に送付するものとする。

4 三重県農業信用基金協会の審査

三重県農業信用基金協会は、融資機関から提出された書類に基づき審査し、保証を承諾することを決定したときは、その融資機関に承諾の通知書を交付するとともに、借入申込者にその旨を通知する。

また、三重県農業信用基金協会は、借入申込者が保証の承諾を受けた資金を借り入れようとする時に提出する債務保証委託証書を受理したときは、直ちに債務保証書を融資機関に交付する。

5 審査の期間

3 及び 4 の審査は、本資金の目的が被害農業者への迅速な融資であることに鑑み、それぞれ、おおむね 1 週間程度で行うものとする。

第 4 利子補給の承諾

1 知事は、第 3 の 3 の規定による利子補給承認申請書の提出があった場合は、利子補給の対象事業として適当であるかどうかを審査し、適当であると認めたものについて、融資機関に C S F 緊急対策資金利子補給承諾書（別記第 4 号様式。以下「利子補給承諾書」という。）を交付する。

2 融資機関は、貸付金額、償還日等に変更があった場合には、C S F 緊急対策資金利子補給承諾変更等申請書（別記第 5 号様式。以下「変更申請書」という。）を知事に提出

するものとする。

- 3 知事は、変更申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認めたものについて、CSF緊急対策資金利子補給承諾変更等承認書（別記第6号様式。以下「変更承認書」という。）を融資機関に交付する。
- 4 変更承認後に県が支払う利子補給金の総額は、当初の利子補給承諾時の条件で算出した利子補給金の総額を超えないものとする。

第5 貸付実行

- 1 融資機関は、利子補給承諾書の交付を受けたときは、速やかに貸付けを実行すること。
- 2 融資機関は、貸付けの実行後速やかに、CSF緊急対策資金貸付実行報告書（別記第7号様式）を知事に提出する。
- 3 融資機関は、貸付けの実行を中止したときには、変更申請書を知事に提出するものとする。
- 4 知事は、3の変更申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認めたものについて、変更承認書を融資機関に交付する。

第6 資金の管理

1 資金の使途

資金の使途が融資制度の趣旨から逸脱し、又は違法、不法若しくは不適正と認められる場合には、利子補給金の打切り及び遡及返還の措置を講ずることがある。

2 手当金等の管理

融資機関は、被害農業者が手当金等を受け入れる専用口座を設け、本資金を速やかに償還できるようにする。

3 報告書の提出

融資機関は、被害農業者から繰上償還を受けたものについて、速やかに、CSF緊急対策資金繰上償還報告書（別記第8号様式）により知事へ報告する。

第7 利子補給

知事は、融資機関が本資金を貸し付けたときは、当該融資機関に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で利子補給を行うものとする。

利子補給率については、第2の5に規定する貸付利率と同率とする。

第8 利子補給の額

- 1 第7の規定により交付する利子補給金の額は、貸付日から償還期日又は手当金等の交付を受けて本資金の償還を受けた日のいずれか早い日までの期間において算出した融資平均残高（期間中の毎日の最高残高の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。
- 2 1に規定する利子補給金の計算に当たっての利子補給率に年率を用いる場合、融資平均残高は、計算期間中の毎日の最高残高の合計額の総和（以下「積数」という。）を年間の日数で除して得た額（積数／365）とする。

第9 利子補給金の交付申請

融資機関は、令和2年3月末までに、CSF緊急対策資金交付申請書（別記第9号様式）に、CSF緊急対策資金利子補給金交付申請明細書（別記第10号様式）を添付し

て知事に提出しなければならない。

第10 利子補給金の交付決定

知事は、第9の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類の審査を行い、当該申請に係る利子補給金を交付すべきと認めるときは、CSF緊急対策資金利子補給金交付決定通知書（別記第11号様式）にCSF緊急対策資金利子補給金交付決定明細書（別記第12号様式）を添付して、融資機関に交付するものとする。

第11 実績報告

融資機関は、第10の通知を受けたときは、遅滞なく、CSF緊急対策資金利子補給実績報告書（別記第13号様式）にCSF緊急対策資金利子補給金実績明細書（別記第14号様式）を添付して、速やかに知事に提出するものとする。

第12 利子補給金の確定

知事は、第11の実績報告書の提出があった場合は、当該報告に係る書類の審査等を行い、当該報告を適当と認めたときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、融資機関にCSF緊急対策資金利子補給金交付額確定通知書（別記第15号様式）を交付するものとする。

第13 利子補給金の請求

融資機関は、第12の交付額確定通知書の交付を受けたときは、遅滞なく、CSF緊急対策資金利子補給金交付請求書（別記第16号様式）を知事に提出しなければならない。

第14 利子補給金の支払

知事は、第13の交付請求書の提出があったときは、これを受理した日から30日以内に支払うものとする。

第15 利子補給の打ち切り等

知事は、融資機関の責に帰すべき理由により融資機関がこの要綱又は利子補給承諾書の内容に違反したときは、融資機関に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第16 報告の徴収

融資機関は、知事が当該融資機関の行った利子補給に係る本資金の貸付けに関し報告を求めた場合又はその職員をして当該貸付けに関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第17 協議

この要綱に定めるもののほか、制度の運用に疑義が生じた場合は、県が融資機関と協議のうえ決定するものとする。

附則

この要綱は、令和元年8月13日から適用する。

（令和元年11月12日一部改正）